

# 使って応援住田チケット「すみチケ 2023」事業取扱要領

住田町商工会

## 1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響が未だに残る町内事業所に向けた応援策として地域における消費喚起と、町民の食料品等の物価高騰対策のため、住田町が実施するプレミアム率50%を付加した商品券を発行する『使って応援住田チケット「すみチケ 2023」事業』の販売・換金業務と取扱店の募集業務の受託に関して、住田町商工会の取扱要領を次のとおり定める。

## 2. 商品券の管理者及び販売日等

(1) 管 理 者 住田町商工会

(2) 販 売 額 500円の商品券30枚(15,000円相当分)を  
1セット10,000円で、1世帯3セット上限  
販売総額：5,000セット、7,500万円分

### (3) 販売方法

[町民の方] 往復はがきによる事前申込制の引換え方式(往復はがきは7月7日(金)に行政連絡員を通しての全戸配布で、7月25日(火)締め切り、商工会より引換券が返信はがきで送付)

[町内で勤務の方] 申込書(持参・郵送・メール・FAX)による事前申込制の引換え方式(申込書は、新聞折込チラシのほか、役場と商工会窓口に備え置き。7月25日(火)締め切り、商工会より引換券はがきが勤務先に送付)

### (4) 販売日・販売場所

8月23日(水)から27日(日)に、住田町役場等で販売

(5) 使用方法 取扱店で現金と同様に使用

500円以下の場合は、釣銭は無し

(6) 対 象 外 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・水道料金等)、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、たばこ、仕入れ等の事業資金、不動産に関わる支払い等

## 3. 取扱店

(1) 取扱店は、住田町内の小売業・飲食業・サービス業・製造業・建設業等を対象とし、取扱店の参加申込みをした事業所とする。

(2) 商品券の対象は、取扱店が扱うすべての業務(商品、サービス、工事関係等)を対象とし、商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う。

(3) 取扱店の募集は、令和5年6月20日(火)～6月28日(水)。

(4) 取扱店には、取扱店の表示ポスター、商品券見本、商品券換金申出書を交付する。

(5) 取扱店は、購入者より受け取った商品券裏面の引換所(取扱店)欄に店名を押印・記入し、再利用(他店舗での使用等)は行わないこと。

(裏面に続く)

#### 4. 商品券の内容

- (1) 商品券 500円券、1種類
- (2) 使用期間 令和5年8月28日(月)～令和6年1月31日(水)
- (3) 商品券使用の厳守事項(商品券への記載事項)
  - ① 本券は、住田町内の取扱店で使用できる商品券です。
  - ② 本券は、現金とは引換できません。
  - ③ 本券で、他の商品券やプリペイドカード、有価証券等の換金性の高いものの購入及び公共料金等の支払いはできません。
  - ④ 本券に発行者印、番号のないものは無効とします。
  - ⑤ 本券の盗難、紛失または滅失等に対しましては、発行者はその責任を負わないものとします。
  - ⑥ 本券では釣銭は支払わないものとします。

#### 5. 取扱店カタログの作成

- (1) 商品券の販売と合わせて「取扱店カタログ」を購入者に配布する。
- (2) 取扱店カタログには、取扱店の店名・定休日・営業時間・住所・電話番号・おすすめ商品(3品まで)・PR文を掲載する。今回製作するカタログでは、イラストや写真の掲載はできません。
- (3) 取扱店は、申込書と一緒に「取扱店カタログ原稿」を提出すること。
- (4) 取扱店は、今回の事業実施に合わせて、「おすすめ商品」等の企画・販売について、積極的にご検討ください。

#### 6. スタンプラリーの実施

- (1) 10店舗のスタンプを集めた消費者に、「すみチケ」1枚を贈呈するスタンプラリーを実施。
- (2) スタンプ台紙は、取扱店カタログの裏表紙に印刷するとともに、各取扱店に予備用の台紙を配付。
- (3) スタンプは商工会から提供し、取扱店ごとに通し番号を付番。複数レジや移動販売、出前、配達等のために2個以上の配付も可能。
- (4) 「すみチケ」で買い物をされた方の台紙に1スタンプを押すこと。一つの台紙に、同じ番号や同じ店のスタンプがあれば無効。
- (5) スタンプラリーの期間は、令和5年12月31日(日)まで。

#### 7. 換金手続き

- (1) 取扱店は、購入者より受け取った商品券の裏面の引換所(取扱店)欄に店名を押印・記入し、換金申出書を添えて商工会に提出すること。
- (2) 換金手数料は、換金額の2%とする。ただし、令和5年6月1日現在で住田町商工会の会員については、無料とする。
- (3) 換金の受付期間は、令和5年8月29日(火)～令和6年2月9日(金)。
- (4) 取扱店より提出された商品券・食事券の枚数分の額面金額を、下記振込日に金融機関の口座に振り込む。

[受付日時] 毎週月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

[振込日] 翌週の木曜日(金融機関の休業日の場合は、翌営業日)